

新型コロナウイルス感染症関連 人権相談窓口開設のお知らせ

新型コロナウイルス感染者や医療従事者の方、そのご家族などの方々への誹謗中傷や差別などが発生しています。

長崎県では、8月26日に、新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷や差別などの人権侵害に関する専門の相談窓口を開設しましたので、ぜひご相談ください。

相談窓口専用ダイヤル 095-894-3184

相談日時：毎週月～金曜日（祝日、振替休日を除く）

午前9時～午後5時45分（水曜日は午後8時まで）

※ご相談は、原則として電話にてお願いします。

（相談料は無料です。但し、通話料は自己負担です。）

※やむを得ずご来庁される場合は、予めご連絡ください。

また、聴覚に障害のある方へは、筆談で対応します。

●相談員が、解決に向けたアドバイスや、内容に応じて関係機関等へ対応を依頼します。

●誹謗中傷等への法的措置など法律相談を希望される方には、弁護士による相談も受けられます。（1案件につき5万円まで相談料無料）※単価：30分5千円
さらに、SNSなどインターネット上での誹謗中傷等の投稿の削除や必要な調査（投稿者情報の開示請求等）を弁護士に依頼された場合、その経費の1/2（30万円を限度）を県が支援します。

※インターネット以外の誹謗中傷等も対象に含みます。

◆県では、SNSや掲示板などインターネット上での新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷等の投稿を監視する「ネットパトロール」も実施しており、悪質と思われる投稿の画像を保存しています。


被害に遭われた方が、削除依頼や訴訟を提起される場合など、被害者の方の求めに応じ、該当する画像を保存している場合は、その画像を提供します。

◎ご自身でも、被害対策として、書込みの画像保存や電話の録音、張り紙の保管などをおこなってください。

【長崎県からのお願い】

感染者や医療従事者そのご家族の方などへの誹謗中傷等は、感染された方が行動歴を隠したりすることを助長し、さらなる感染拡大を招いてしまいます。また、医療体制の崩壊にもつながりかねません。お互いを思いやる心を持って、冷静な行動をお願いします。

問合せ先

 長崎県人権・同和対策課 TEL 095-826-2585

長崎県人権同和対策課

検索